

議会基本条例検討協議会

平成24年4月27日(金)

場 所: 委員会室

1 自治基本条例における関連する規定について(資料1)

2 議会基本条例に盛り込む要素案について(資料2)

3 その他

午後1時10分 開会

傍聴人4名入室

議長あいさつ

1. 自治基本条例における関連する規定について

【河崎会長】 前回、中村副会長から、地方自治法以外で考慮しなければならない法律等があれば、議論の過程で教えてもらいたいとの話があり、本市は自治基本条例を制定しているの、同条例との関連を確認しておく必要があるのではないかとということで、資料を用意した。事務局から説明する。

※議事担当係長から資料1に基づき、説明。

【河崎会長】 自治基本条例は最高規範性を持っていることから、議会基本条例を制定するとき、自治基本条例に反するもの、超えるものをつくれない。自治の基本理念が前文に書かれていること、「市民」の定義は、居住する者だけでなく、働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等と広く定義されていること、「市」の定義には、住民、市議会及び執行機関が入るということ、そのようなことも踏まえておかなければならない。第4章の市議会、市議会議員の責務の規定も、議会基本条例の制定に当たり、密接に関係してくる。

自治基本条例は既に議決されている条例であり、ここで意見を出して改正できるものではないが、確認しておきたいことがあれば質疑をお願いしたい。

また、今後の議論の中で関連する法令、条例等があれば、随時確認していきたい。

【窪委員】 自治基本条例は賛否両論あり、全会一致ではなかった。問題点をはらんだ条例であり、一般質問でも改定を提案した経過もある。参考にすることは否定しないが、問題点がある条例ということは改めて表明しておきたい。

【大波委員】 最高規範性というのは、市が定める条例に対してのものであり、憲法がまず優先される解釈でよいか。

【河崎会長】 そのとおりである。法令を超える条例はつくれない。

自治基本条例における関連する規定については、以上のとおりでよいか。

全 員 了 承

2. 議会基本条例に盛り込む要素案について

【河崎会長】 前回各会派から出してもらった要素案と、本協議会で協議することと代表者会で決定された各会派からの議会改革に関する提案を、議論をしやすいように分類した。要素案のうち、既に代表者会等で決定されている事項もあるのでその確認も含めて、事務局から読み上げるので、分類の妥当性等の確認をお願いしたい。

※議事担当係長が資料2の項目及び要素、会派又は個人名（48まで）を読み上げ、既に決定している事項を確認。

【議事担当係長】 「議員の責務、活動原則」では、平成23年10月11日の代表者会で、議員間の討議や政策提案を活発にすることが採択されている。

「市民参加、説明責任」の22では、11月21日の議運で、議会を土日、夜間等にも開会。休日議会の開催について、現状維持とし検討課題として調査していくこととされ、27では、12月21日の代表者会で、委員会の傍聴原則自由化について、現状維持とし将来的に検討の機会を設けることとされ、28では、11月7日の代表者会で、市民に議会（本会議場）で数分間でも意見表明する機会を用意することが、不採択となっている。

「会議や情報の公開」の32では、11月7日の代表者会で、委員会のインターネット中継が、導入に向け問題点を必要に応じ協議することで採択され、33、34では、12月21日の代表者会で、本会議の採決等について事務局で研究し、可能であれば採択となり、議会報編集委員会でも検討した結果、本年3月定例会分から、本会議での個別議員の賛否状況を議会だよりとホームページで公表している。また、35、36では、9月26日の代表者会で、代表者会の公開は不採択とされ、12月21日の代表者会で、全協の公開は現状維持とし、時宜を見て検討となっている。

「委員会等」の48は、9月26日の代表者会で継続審査となっている。

【河崎会長】 今までのところで、分類が意図したところと違うものがあれば提起してもらいたい。また、内容がどのような意味かという疑問をお願いしたい。

【井上委員】 「条例の位置づけ」で、神奈川ネットワーク運動は最高規範性、明るいまらい・やまとは最高規範性の削除となっているが、それぞれの会派の意見を聞きたい。

【河崎会長】 神奈川ネットワーク運動は、議会基本条例を議会における最高規範として位置づけるかどうか議論をする必要があると考えている。必ずしも最高規範性を持たせるべきとこだわってはいない。最高規範性を持たせずに気軽に見直しを行えるほうがいいのではないかという意見もある。現在制定されている議会基本条例の中には最高規範性を明記しているものもあるので、議論をする必要がある。

【井上委員】 削除、明記を含めた議論をするという提案か。

【河崎会長】 そのとおりである。

【赤嶺委員】 明るいまらい・やまとは、最高規範性という言葉にこだわる必要はないと考える。議会基本条例をつかって、そのままにしておきたくなく、改選ごとにその時の議員に見直しをしてほしいとの提案もしている。最高規範性を持たせると、それにのっとった条例しか議会内につくれなくなってしまう。改選ごとに見直しを行うと、それによって他の条例も見直しをする必要が出てくる。そういったことを考えると、最高規範性を持たせることの意味はあまりないと考える。

他の委員の意見も是非伺いたい。

【河崎会長】 この項目を議論するとき改めてお願いしたい。本日は説明不足がないかというところを確認したい。

【山本委員】 14の「政治倫理」とは、どの辺りまでを想定しているのか。

【古谷田委員】 政治家として生きていくにあたって、市民の模範となることを謳いたい。市民の最大の奉仕者たる議員としての立場をここで明確にし、議員としての立ち振る舞い、志を明記したい。

【山本委員】 政令市では議員の資産などを公開している状況があるが、そういう個別のことに踏みこむというよりは、理念的なものを謳うという理解でよいか。

【古谷田委員】 そのとおりである。

【中村副会長】 40の擬似通年議会の「擬似」とはどういう意味か。41、42で会期を延

ばすことが提案されているが、これが擬似通年議会なのか。

【山本委員】 通年議会にできれば一番よいが、法の関係で、そこまでできなかつたりする。例えば1月に議会を招集し、次の定例会（6月定例会）の前まで議会を開催して閉会する。そして6月定例会を招集する。これを現状定例会は年4回招集となっているので4回行う。

【河崎会長】 通年議会が可能であれば、通年議会のほうがよいという考え方か。

【山本委員】 将来的に地方自治法が改正されれば、通年議会が望ましい。

【河崎会長】 現在、自治法改正案が国会に上程されているので、その審議次第というところか。

【山本委員】 そういうことになる。

【窪委員】 「議会の会期」について4会派から提案があるが、議長が必要に応じ招集するというのを踏まえて検討しないと、365日いつでも招集できるとなると行政側も大変である。川崎市議会は、請願・陳情の審査は日常的に休会中にやっていると聞いている。現在大和市議会で4月に陳情が出されると、6月定例会で委員会に付託されないと審査できない。4月に出された陳情を5月に審査するかということも検討課題である。長年の地方自治体の仕組みの認識を共有して通年議会の位置づけを考えていかないと、非常に混乱するのではないか。

【河崎会長】 自治法はまだ改正されていないが、何年か前に三重県議会は通年議会にして、運用されている。自治法が改正されなくても通年議会にできないことはない。本市議会は、今は3カ月おきの開催なので、陳情・請願は次の議会で上程する締切日があるが、通年議会にするといつでも請願・陳情が上程されるという状況になる。その辺りも踏まえて考えていかなければならない。

【山田委員】 公明党も通年議会を提案しているが、いつでも議会をやっている状況をイメージしているのではない。議会の役割として、行政のチェック機能をしっかり果たしていかなければならないとの考えが根本にある。専決処分を防止し、議会の役割をきちんと果たすという意味での通年議会であり、必要に応じて議長が招集できる権限を持たせるべきであるという提案である。

【中村副会長】 新政クラブも山田委員と同じ考えで提案している。年1回の会期にして、招集された議会が閉会することなく休会とし、いつでも議長が再開できる。議会の招集権は自治法で長にあると規定されており、議会基本条例に議長に招集権を付与と規定しても法律に抵触するが、閉会しなければ再開することができるので、事実上議長に招集権があるのと同じことになる。そういう意味での通年議会である。

【宮応委員外議員】 16の議員登庁日の設定とは、どういう提案か。

【赤嶺委員】 議会開会中は多くの議員が登庁し控室にいるが、議会が終わると皆がそろそろ機会があまりない。例えば毎週火曜は全議員が集まる日とすれば、その日にいろいろな意見交換ができるし、必要があれば議論の場を設けることができる。

【河崎会長】 27の議場・委員会室等の公開は、例えば子ども議会は本市議会でも開催されたことがあるが、子供だけでなく、他の対象も含まれているか。

【赤嶺委員】 市民参加には、政策提言や会議への参加以外にも手法はいろいろあり、子ども議会も一つの例である。議場は議会中以外は使用しておらず、有効活用するために市民の要望も踏まえたうえで、どういう使い方が議会にとって望ましいかを議論し、

アイデアを出し合い実現すれば、議会に対する関心も高まるのではないか。

【河崎会長】 イベント的に議場を使ってもらい、理事者側の参加を要求するものではないということか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【中村副会長】 議場をイベントに使うことができるということを議会基本条例に規定するのか。

【赤嶺委員】 項目ごとに議論する場で話をさせてもらいたい。

【中村副会長】 27 の市民参加型の議会改革検討協議会の設置は、常設で設置することを議会基本条例で規定するのか。

また、市民の議会参加で、「住民ではなく、市議会の選挙権を持つ市民」とあるが、どういう人を想定しているのか。

【赤嶺委員】 議会基本条例制定後、改革の歩みを止めるのではなく、こういった協議会を設置して、これからもよい方向に向かうようにしていきたい。

後段は、住んでいる方ではなく、選挙権を持っている方の政策提言を受け付けて審議を行ったり、審議案件にご意見があれば積極的に議会内で発言したりしてもらえれば、市民が参加し共に議会をつくっているという環境が生まれるのではないか。

【井上委員】 「市民」は自治基本条例に規定する市民で、「住民」は地方自治法上の住民という解釈か。

【赤嶺委員】 自治基本条例で定義している「市民」ではなく、という意味である。

【河崎会長】 「住民ではなく」を「自治基本条例で定義している市民ではなく」と訂正することでよいか。

【赤嶺委員】 その訂正でお願いしたい。

【中村副会長】 選挙権を持つ市民とは、「年齢満 20 年以上の者で引き続き 3 箇月以上市町村の区域内に住所を有するもの」という厳密な話か。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【中村副会長】 議会改革検討協議会の設置は、議会基本条例に位置づけるという提案と理解してよいか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【佐藤委員外議員】 43 の「代表者会は事前連絡準備機関」とは、代表者会を違うものに変えようとの提案と受けとめたが、現在の代表者会をどのように認識されているか。事前連絡準備機関とは、具体的にはどのようなものか。

【井上委員】 現在の代表者会は、何かを決定する機関と認識している。代表者でない議員は代表者の決定には参加できず、さらには全会一致の原則で物事を決めているので機能不全に陥る可能性がある。代表者は連絡事項として各会派に持ち帰り、その後全協で民主主義の原則にのっとり多数決で決めていきたい。

【佐藤委員外議員】 原則全協で決めるべきという考えか。

【中村副会長】 後段の「議会内の会議は原則多数決（過半数）で決める」とは、全協だけでなく議会内の会議は、特別多数を求めているものを除き、すべて過半数をもって可決とするという意味である。いろいろ意見が出ると思うが、そういった趣旨である。

【河崎会長】 地方自治法の改正により、代表者会や全協をきちんと位置づけることができるようになった。代表者会では何を議論し、どういう決定方法とするかという議論

をしたいので、要素として加えてよいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 新政クラブから出されている代表者会は事前連絡準備機関というのも一つの意見であり、それとあわせて議論したい。

【赤嶺委員】 先ほどの事務局の説明で、代表者会で検討課題となっているという事項があったが、その事項について本協議会で結論を出すことはできないか。代表者会で検討課題になっているものは、あくまでも代表者会で結論を出すのか。それとも代表者会で検討課題になっているので、本協議会で引き続き検討を行い、一定の結論を出すことは可能なのか。

【河崎会長】 代表者会で検討課題になって、一定の結論が出たものは各会派の代表が集まって議論をした結果である。それを本協議会で覆すことは難しいと考えるが、議長の考えはどうか。

【木村議長】 会長が指摘しているとおりでと思う。それを承知で提案されているものもあると思うが、この協議会も決定は全会一致であり、代表者会で結論が出ていないものは、ここでも同じ結果になる可能性がある。

【窪委員】 代表者会は、案件によっては各会派に持ち帰り、各会派の賛同が得られたものによって結論を出している。28人の議員が異を唱えなかったという認識のもと、各代表者で結論を出している。それをひっくり返したりすると収拾がつかなくなる。

かつて議会改革検討協議会があったときに、そこでは全会一致していたのに、代表者会で賛同できないという会派が出てきた。何のために協議会で議論をしたのかという話になった。

この協議会もそうである。私も日本共産党を代表して出てきており、ここで出した結論は尊重してもらおうという立場で臨んでいる。

【赤嶺委員】 代表者会で決定したことを覆すということは考えていない。あくまで検討課題となっているものに対して、本協議会で結論を出せないか確認したい。

【河崎会長】 検討課題になったけれども、代表者会で結論が出ていないものについては、ここで議論をして結論を出すことは可能である。

【中村副会長】 13の内容は「市民参加、説明責任」の項目に入れたほうがよいのではないか。

【窪委員】 同趣旨のものまとめて議論したほうがよい。

【議事担当係長】 副会長のご指摘のとおり「市民参加、説明責任」の項目に移すことでよいか。

【中村副会長】 そのほうがわかりやすい。

【河崎会長】 13は「市民参加、説明責任」の項目に移動させる。

続いて、後半部分について事務局から読み上げるので、分類の妥当性等の確認をお願いしたい。

※議事担当係長が資料2の項目及び要素、会派又は個人名（49から100まで）を読み上げ、既に決定している事項を確認。

【議事担当係長】 「分かりやすい議会」の63では、平成23年10月24日の代表者会

で、対面式について簡易なところから実施に向け検討していくことで採択され、64では、同日の代表者会で、議会として全員協議会で正副議長の所信表明の機会を設けるが、やるやらないは本人の判断ということで採択され、66では、同日の代表者会で、議長席背面にスクリーンを設置し、議員がパワーポイント等で質問可能とすることが、実施する方向とし、予算獲得に力を入れていくことで採択されている。

「政策形成」の67は、11月7日の代表者会で、案件があれば開催することとし、具体的な案を各会派から挙げてもらうことで採択されている。

「政務調査と政務調査費」の74は、平成24年1月11日の代表者会で、出納簿をホームページで公開となっている。

「議会事務局」の76は、平成23年11月7日の代表者会で採択されている。

「議会図書館」の78では、10月24日の代表者会で、議会図書室の予算の増額が、図書の実充など環境を整えていくことで採択されている。

「議会広報」の85では、紙面刷新について議会報編集委員会で検討中である。

「その他」の98では、大和市議会災害対策本部設置要領の廃止について、代表者会で検討中であり、100は、10月24日の代表者会で、徐々に改善していくことで採択されている。

【山田委員】 9は「行政政策等の形成過程の説明、行政評価」の57、58あたりと考え方は同じである。行政の執行に対し、しっかり評価をし、次の予算に活かしていくべきという考え方であり、こちらの項目へ移動をお願いしたい。

【河崎会長】 9は「行政政策等の形成過程の説明、行政評価」の項目に移動させる。

【赤嶺委員】 27の中で「市民参加型の議会改革検討協議会の設置」は、「議会と改革の監視機能」に移動をお願いしたい。

【河崎会長】 27の中で「市民参加型の議会改革検討協議会の設置」は、「議会と改革の監視機能」の項目に移動させる。

【窪委員】 同趣旨のものはまとめて議論したほうがよい。

【河崎会長】 この議論を受けて、次に個別に議論するときには、必要箇所を変更したもので議論する。

【中村副会長】 57の「議会の議決事件の増加」とは、どういうことか。

【河崎会長】 行政がつくる基本的な計画に対し、議決権がない。そのあたりを議決事項にしたいので議論したい。

地方自治法の改正で、総合計画の基本構想の議会議決が削除された。それに関して自治基本条例で規定していくのか、議会基本条例で規定していくのかも議論しなければと考えている。

【窪委員】 関連して、以前は総合計画審議会に各会派の議員も参画していたが、排除された経過がある。議会は政策形成に参加する必要はない、議決すればよいとの理屈だった。総合計画の基本構想が議決事項から削除されたなら、総計審に議員を参画させるなどの議論も必要である。行政の政策は審議会ではほぼ骨格が決まる。議員を政策形成から排除してきた歴史的経過がある。

【井上委員】 窪委員の指摘されたことは、56で新政クラブが提案している内容を盛り込むことができれば解決できるのではないかと。

【窪委員】 そのように考える。

【河崎会長】 二元代表制という中で、審議会などはあくまでも市長の附属機関であり、そこに議員が委員として参画することを疑問視する意見もある。そういう問題があることも指摘しておく。

【中村副会長】 「分かりやすい議会運営」の項目で、各会派から市長の反問（反論）権が提案されているが、一般質問での反問権なのか、委員会等を含めた会議全体での反問権なのか。個別に議論するときまでに考えておいてもらいたい。

66のパワーポイントを使つての説明は、説明しているときにはわかりやすいが、議事録になったときどうか。議論するときにはそのことも踏まえて条例に盛り込むのかを検討してもらいたい。

【大波委員】 議事録をどう記録するかについては、裁判所でも大きなディスプレイを使つて証言をしているので、やり方はあると思う。今後検討したい。

【河崎会長】 54の「二元代表制を無視して、議会・議員を軽視する市長に強く抗議する」とは、議会基本条例に盛り込むとすれば、その下に記載してある「市長と議員の関係の原則を考える」に集約してよいか。

【大波委員】 そのようになる。市長もそうだが、議員も市民から選出されてきている。その原則が余りにも理解されていない。議員の立場を市長にきちんと認識してもらいたいというのが基本である。

【河崎会長】 議会基本条例をつくるのは、そういう趣旨でもあるということか。

【大波委員】 そのとおりである。

【河崎会長】 50は、県議会で行われている文書質問のことか。

【山田委員】 それをイメージしている。この内容は、議会基本条例に盛り込む要素案として出しているものではなく、議会改革案として代表者会に出し、本協議会で検討するものとされた内容である。基本的な考え方として、細かい提案も出されているが、基本条例はいろんな条文を盛り込むのではなく、ポイントポイントでしっかり盛り込んで、条例がきちんと機能するように、さらに条例からどう展開していくのかの検討が大事だと思っている。文書質問を基本条例に盛り込むのがよいかは、会派で再度確認したい。

【河崎会長】 県議会では質問をできない議員がかなりいるので、文書質問という形式もあると聞いている。本市議会の状況で、さらに文書質問を盛り込むのかは会派で確認されるとのことなので、お願いしたい。

【赤嶺委員】 74は説明不足であるので、文言を追加したい。「公開」の前に「ホームページ」を加えてほしい。現在明細の公開は事務局で行っている。一歩進めて、ホームページでも公開したい。

【窪委員】 代表者会で、出納簿のホームページ公開が決定されている。

【河崎会長】 出納簿ではなく領収書をホームページで公開するということか。

【赤嶺委員】 方法はいろいろあると思う。提案はそれでお願いし、皆と協議したい。公開できる情報量は多いほうがよいと思う。

【河崎会長】 支出明細には領収書を含むということによいか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【中村副会長】 68の議会政策研究会とは、どういうものか。

【古谷田委員】 重要な課題や議案があったときに、議員同士が集まって議論できればよいと考え提案した。

【河崎会長】 例えばどのような場合か。

【古谷田委員】 大和駅東側第4地区などは、もう少し早い段階で、計画が決まってしまいう前に、議会政策研究会ができればよかったと考え、提案した。

【中村副会長】 常設ではなく、必要に応じて開催するイメージか。

【古谷田委員】 月に1回など、定期的に開催できればよいと考えている。

【中村副会長】 議員登庁日の提案を出している会派もあるが、例えば毎週火曜は登庁日で、政策研究会をする日というイメージか。

【古谷田委員】 行政の情報などを議員が共有できる場をつくりたい。

【井上委員】 先の一般質問で、議長に第4地区に特化した検討特別委員会の設置を要望し、結果として各会派に対し第4地区についての説明会が行われているが、そういうものではなく、私がそもそも要望したような特別委員会のようなものなのか、全員協議会のようなものなのか、どういったイメージか。

【河崎会長】 各委員がさまざまなイメージを持っていると思うので、この項目の議論をするときに大いに議論することとしたい。

【窪委員】 日本共産党も、今の件と根は同趣旨だと思うが、各常任委員会は休会中であっても必要に応じて情報収集と研修を行うと提案している。今ある制度を活用しきっているのかも問われる。

【中村副会長】 「議会改革」の項目と「議会と改革の監視機能」は、分けずに一緒にしてはどうか。

【河崎会長】 事務局で、あえて分けている理由はあるか。

【議事担当係長】 改めて見ると類似している。委員間で同意されれば、項目を一緒にしたい。

【中村副会長】 89については、少し趣旨が違うかもしれないが、他のものは同趣旨に思われる。

【河崎会長】 89は、前文でもよいのではないかと思うが、大和クラブとしてはどうか。

【古谷田委員】 議会改革は議会基本条例をつくって満足するのではなく、いいものがあれば市民の声を聞いて取り入れていきたいので、条文に入れてもらいたい。

【河崎会長】 前文若しくは議会の役割、活動原則の項目に、検討して入れ直したい。

【井上委員】 24の市民による議会モニターの設置は、92の市民参加型の協議会と同じイメージか。

【古谷田委員】 市民による議会モニターは、選出方法は検討中であるが、市民議員のような感じで、市民に議員として参加してもらおう。

【井上委員】 第三者機関として監視しているのではなく、中に入って議員と同じように議論をしたり、議決権はないが提言をしたりできるのか。

【古谷田委員】 そのとおりである。

【赤嶺委員】 84の議会広報の強化について、他にもいい広報案があれば、この案の審議の時にお願いしたい。フェイスブックの活用なども考えている。

【中村副会長】 96の時限立法とは、本当の時限立法とするのではなく、時限立法的なものにするとの理解でよいか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【中村副会長】 改選ごとに見直し義務とは、改選後のなるべく早い時期に議会基本条

例の見直しを必ず行うことを、条文に盛り込むのか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【中村副会長】 必要に応じて随時改正することはできる理解でよいか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【河崎会長】 これらの分類した意見等の検討の仕方であるが、項目の検討順番をどのようにするかといったこと、また、平成 24 年度中に条例を制定するとの意見も出ていることから、仮の案として、今後の進行予定表を作成したので、事務局から配付する。

※事務局から進行予定表（案）を配付。

【河崎会長】 本日の検討内容に、各会派への前文作成依頼とあるが、そもそも前文があるのかどうかということもあるので、後にしたい。第 5 回以降のスケジュールについて、事務局から説明する。

※議事担当係長から今後の進行予定案について説明。

【河崎会長】 項目ごとに議論をした後、その議論を受けて条文案を作成し、次回の協議会で検討しながら進めることで合意している。条文が揃った後で整合性が必要となることが多くでてきたり、問題点が浮かび上がってきたりするだろうことから、9 月以降は成分化した条文の検討をして合意を図っていくという案である。12 月 25 日に市民説明会やパブリックコメントの議論をする案であるが、この時期では遅いかもかもしれない。もう少し前に議論をする必要があるかもしれない。必ずしもこのスケジュールどおりということではなく、いくつか前倒しにしながら進めていくことになると思う。現段階で、疑問点等あれば指摘いただきたい。

【赤嶺委員】 昨年度、代表者会で議会改革案の検討が行われたが、かなりの期間がかかった。その経験を踏まえると、タイトなスケジュールになっていると感じる。

【河崎会長】 代表者会での検討は半年強かかっており、タイトなスケジュールではある。代表者会では時間を優先して次回に送ったこともあったが、この協議会は時間がないので次回に送るということはしないという原則で努力したい。時間が長引くと他の予定に影響がある場合は臨時の機会を設ける形でやっていきたい。

【傍聴者 A】 議会運営は議員だけではなく行政側の都合もある。理事者側の意見を聞く機会を考えているのか、お尋ねしたい。これからの時代は、議員と行政の両者が協同して、いろいろ議論しながら新しい大和をつくっていくべきと考え期待している。そう考えたとき、議員の立場で一方的につくってしまうと、うまく作用しない場合もあるのではないか。

【河崎会長】 ご指摘はごもっともである。例えば新政クラブから「市長による政策の形成過程の説明」として具体的に 8 項目提案されているが、行政側の合意がなければ、ただ議会が勝手に決めたものとの受け取りもあるかと思うので、行政の職員でもある事務局長などが行政とのパイプ役として機能することを期待している。

【窪委員】 進行予定表に明確に書き込むかは別として、事務局長に丸投げするのではなく、一定の時間をとる必要はあると考えている。

【事務局長】 盛り込む内容が現時点では確定していないので、いつ市側と調整するかは明言できないが、例えば反問権一つとってみても、市側と調整した上でないと最終的に盛り込むことはできないと思うので、市側とは充分連携調整しながら進めていきたいと考えている。

【傍聴者B】 住民の意思で選ばれた議員が、このように議会の進め方を変えようとしているのは素晴らしいと感じる。先ほど窪委員が指摘された、行政の役人が案を決めてしまった後で議員が入ってもほとんど手がつけれない等が、今の議会の根本的な問題である。行政の役人は能力が高いし専門に特化しているので、議員より専門的で詳しいが、ある意味では勝手に行政の役人になっている。議員は市民に選ばれ、市民の意見を反映する立場として出てきているのに、今は低い立場で、行政の役人の決めたことを、ただ賛成・反対し、特別悪いことをしなければ異議申し立てをしない。議員の地位を高めるために、こういう協議をしていると思うので、行政の役人の参考意見を聞くことはあっても、議会改革に行政の意見を反映させるのは主客転倒のことだと思う。議員と市長と行政担当官の地位の順番は、一番上に議員がいなければならない。市長は、決定した事項を実行するときに細部について行政官に任せる部分もあって、それを管理監督するのが仕事である。その序列を明確にしないと、議会改革は今までどおりなんら進行しないで、行政の役人がすべての実権を握るということになってしまう。

【河崎会長】 参考にさせていただく。

【中村副会長】 今回、議員間討議を活発にするとの提案がいろんな会派から出ている。行政の意見を聞く前に、まずはこのメンバーでじっくり協議し、議会基本条例をどういうものにするのかを詰めなければならない。そのうえで行政の参考意見を聞く事もあるし、法律や条例との整合性も聞かなければならない。

【傍聴者B】 シンクタンクとして行政を利用するのはいいが、決定権を与えるべきではない。

【河崎会長】 「市長による政策の形成過程の説明」の提案のように、行政から議案が出るときはこれだけのことを付記しないと議会は審議に応じないといった内容の場合は、行政側との調整は必要になる。

【傍聴者B】 国会は二人羽織政治と言われているが、そういうことのないよう根本を考えていただきたい。

【赤嶺委員】 行政にがんじがらめにされて、機能しない議会基本条例をつくっても意味がないので、そうならないためにもまた本協議会に参加していただき、常に委員のチェックをしてもらえるとありがたい。

【河崎会長】 次回は8から19あたりまで協議したいので、各会派で議論してきてもらいたい。どの程度まで譲れるかといったことも議論してきてもらいたい。言葉の意味がわからない等はないか。

【中村副会長】 17の2点目は、よく意味がわからない。

【山本委員】 一般質問で質問しなかった項目だが、今の時期に議論しておくべきとの問題意識を持つ議員がいて、それを市に改善を迫るということをすべきと考えたときに、それを議論できるという意味である。

【中村副会長】 一般質問は議員それぞれの立場で行政を正すものであり、一般質問で取り上げたことが議会の合意ではない。誰も一般質問しなかったことを議員がどこに提案し、議員間で何を議論するのか、また議会基本条例にどう盛り込むのかイメージできない。

【河崎委員】 「政策形成」の項目とは趣旨が違うか。

【山本委員】 同じと言えば同じであるが、17の前段の部分は、一般質問してゼロ回答

であったが、それでもやるべきと議員が考えたときに、議会にそれを問う場を設けたいということである。

【河崎会長】 市のホームページの議会へのリンクが目立たないので、山本委員が一般質問し、その後代表者会でも申し入れることになり、その結果改善されたが、そのイメージか。

【山本委員】 そういった場を用意しておきたい。

【河崎会長】 議会基本条例の中に位置づけるのか。

【山本委員】 そのとおりである。

【窪委員】 一般質問は本人の見解だが、それが皆で共有できれば、しかるべきところで具体化されていく。柔軟にいろんな課題に対応しなければならない。文言で規定されていなくても、そういう立場で対応していくことが議会の基本的な役割である。

【佐藤委員外議員】 8の間接民主主義について明記とは、あくまでも決めるのは議員ということ、市民参加に否定的という意味ではないと理解してよいか。

【中村副会長】 国政は憲法の前文で、間接民主制を積極的に採用している考え方である。地方議会の議会制民主主義のあり方も踏まえて、間接民主主義を積極的に採用しているということを盛り込みたい。市民参加をさせないということではない。

3. その他

【河崎会長】 その他として、何かあるか。

【山本委員】 本協議会が市民にどれだけ知られているのか疑問がある。現状ではホームページへの掲載、5月1日の議会だよりに掲載されるということであるが、できれば自治会の掲示板を使用してお知らせすることをやるべきではないか。各委員の賛同をいただき、事務局を通して市側に要請したい。

【窪委員】 予算が必要になる。広報やまとに掲載するほうが効果的ではないか。

【大波委員】 広報やまとに掲載したほうが、掲示板に貼るより効果的である。

【中村副会長】 山本委員の提案は、地元の自治会からの声があったのか。

【山本委員】 具体的に掲示板に貼ってくれということではないが、広報が足りていないので一つの例として掲示板を使ってはどうかという話はあった。広報をより強くすべきである。

【河崎会長】 広報やまとにスペースはもらえるのか。今発案すると掲載はいつになるのか。

【事務局次長】 掲載は、依頼してから通常は40日である。今からだと6月15日号ぐらいになると思われる。当初予定している記事もあり、スペースを得られるのかは話してみないとわからない。

【傍聴者B】 神奈川テレビに、大和市のページのようなものを入れてはどうか。

【河崎会長】 検討させていただく。

【赤嶺委員】 自治会の掲示板には貼れるのか。貼れるのであれば議員28名で分担して、貼ってはどうか。

【河崎会長】 傍聴に自治会長の方も来ているので、お伺いしたい。

【傍聴者C】 公共性の高いものは許可をしているので、議会の広報であれば充分条件は満たしている。部数をもらえれば、通常の掲示物と同じように自治会の組織を通じて

貼ってもらえる。ただ、スペースがない場合は物理的に貼れないことはある。

【河崎会長】 行政の判断はなくても直接依頼できるのか。

【大波委員】 自治会連絡協議会に依頼するのが基本である。

【窪委員】 ポスターをつくるのにも費用がかかる。それよりも広報やまとでPRしたほうがよい。

【河崎会長】 ポスターの自治会掲示板への掲載は、作成して自治会までお届けすれば貼ってもらえるシステムになっていることがわかった。広報やまとには掲載することができるのか、行政側への確認が必要である。事務局で確認をお願いしたい。

【事務局長】 検討させてもらいたい。ポスター作成後、自治会へ配送するにも配送費がかかるので、この場でできる、できないという答弁は差し控えたい。

【河崎会長】 赤嶺委員の意見は自治会へ運ぶことは議員でできるし、場合によっては貼ることもできるという意見でよかったか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。作成に関してもA4一枚でプリンターを使って作成できる。

【事務局長】 紙代もかかる。その辺りを含めて考えさせてもらいたい。

【中村副会長】 周知することに異論はないが、市民まつりのように単発のものならよいが、この協議会は現予定では12月末まで開催される。掲載はあくまでも自治会の許可が必要であり、許可をもらえたとしてもどのくらいの期間貼ってもらえるのか、自治会によってまちまちな取り扱いになることも考えなければならない。そうであるなら広報やまとで掲載が可能であれば、手元にとっておいてもらえるので効果的ではないか。

【河崎会長】 ポスター掲示を依頼するなら、少なくとも自治会長のところまでは議員がお届けしてお願いするのがよいと思う。ポスターをどうつくるのかを含めて一度会派に持ち帰って検討してもらい、次回検討することでよいか。

全 員 了 承

【傍聴人A】 周知は悪いことではないが、本日は傍聴人4名であるが、私を含めて2名から意見が出ている。場合によっては、もっとたくさんの方が傍聴し、たくさん意見が出ることも想定に入れて判断してもらいたい。

【河崎会長】 各会派で検討してきてもらいたい。次回は5月17日（木）午後1時からである。他になければ、本日は閉会する。

午後3時37分 閉会